

東かがわ市空き家事業所整備事業補助金

事業者が購入した空き家を事業所として改修する費用に対し、補助金を交付します。
空き家の改修をお考えの方は、必ず**事前申請**してください。

▼申請できる方

空き家を購入した法人事業者、個人事業主

- ◆個人事業主は、税務署に個人事業の開業届書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者
- ◆県内の市町から事務所の移転を伴う場合は、従前活用していた建物が空き家とならないこと

▼対象となる物件

- 空き家バンク「かがわ住まいネット」に登録されている空き家
- 空き家の延べ面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること
- 耐震性が確保されていること
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと
- 国庫補助金及び他の香川県補助金を受けていないこと

▼補助内容

●家屋改修費

家屋の改修に要する経費、耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費、家財道具の処分要する経費、建物と構造上一体となった設備工事に要する経費（例えば、電気・ガス・給排水・空調トイレなど）

（注意）補助対象事業費100万円以上であることが要件です

▼補助金額

補助対象事業費の2分の1

- ◆法人事業者の場合 最大 400万円
- ◆個人事業主の場合 最大 200万円

▼その他

事業は交付決定後に工事を開始し、申請年度2月末日までに実績報告の提出が可能であること

事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付



**改修については、必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請は受付できませんのでご注意ください。**